

直方駅周辺地区サイン設置業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

直方駅周辺地区サイン設置業務委託

2 目的

本実施要領は、民間事業者が有する専門知識及び創意工夫を活用し、直方駅周辺地区における観光案内サインの整備を行うことで、来訪者の回遊性向上、滞在時間の延伸及び域内消費による経済効果の活性化を図ることを目的とする。

本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により最も優れた提案を行った事業者を選定する。

3 業務の概要

(1) 委託業務内容

別添「直方駅周辺地区サイン設置業務委託仕様書」のとおり

(2) 業務委託期間

業務履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

(3) 業務履行場所

JR 直方駅前広場（福岡県直方市大字山部 226 番地）

4 見積上限額

10,733,000円（税込み 11,806,300円）

※限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※契約締結後の金額の増額は原則認めないものとする。

※限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 参加資格

仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を遂行できる者であって、次の要件の全てを満たしている者であること。なお、複数の事業者による共同提案は認めない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しないこと

(2) 直方市物品・役務等入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日要綱第62号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 他の地方公共団体から業務停止及び取消処分を受けていないこと又はその処分を受けた日から3年以上経過していること。

(4) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 法人等の代表者等(非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者)が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 代表者等が暴力団(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に掲げるもの。以下同様)関係者である場合。
 - イ 代表者等が暴力団関係者を使用した場合。
 - ウ 代表者等が暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えた場合。
 - エ 代表者等が暴力団関係者と交際等を有している場合。
- (8) 福岡県内に本社、支社、支店などの事業所を開設または団体や法人としての住所を有していること。
- (9) 過去 5 年間に於いて本業務と同種又は類似業務（サイン設計・設置・観光案内整備等）の実績があること。
 ※法人の役員等が、本業務と同種又は類似業務の実績がある場合を含む。

7 実施スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日
参加意思表明書等受付期間	令和 8 年 7 月 9 日（木） ～令和 8 年 7 月 23 日（木）
現地見学会	令和 8 年 7 月 17 日（金）、 令和 8 年 7 月 21 日（火）
質問票受付期間	令和 8 年 7 月 9 日（木） ～令和 8 年 7 月 24 日（金）
質問票回答期限	令和 8 年 7 月 31 日（金）
企画提案書等受付期間	令和 8 年 7 月 23 日（木） ～令和 8 年 8 月 7 日（金）
一次審査	令和 8 年 8 月 12 日（水）
一次審査結果通知	令和 8 年 8 月 13 日（木）付
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 8 月 21 日（金）
業者決定通知	令和 8 年 8 月 27 日（木）

8 参加申込方法及び提出書類

(1) 参加申込方法

ア 提出書類

- ① 参加意思表明書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2）
- ③ 誓約書及び承諾書（様式 3）

- ④ 関連業務実績（様式 4）及びそれを証明する書類（任意様式）
※関連業務実績は、過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度まで）における同種業務実績について記載するものとする。なお、同種業務とは、本業務と一致するまたは概ね同等の業務とする。
- ⑤ 委任状（様式 5）
※支店等に参加手続き等の委任を行う場合のみ必要

イ 提出部数

各 1 部

ウ 提出期間

令和 8 年 7 月 9 日（木）から令和 8 年 7 月 23 日（木）まで

エ 提出方法

- ① 「22 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること
- ② 持参による提出の場合は、開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までに行うこと
- ③ 郵送による提出の場合は、令和 8 年 7 月 23 日（木）午後 5 時必着とする

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
※後段「11 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項」にそって作成すること。
 - ② 業務委託見積書（様式 6）及び見積内訳書（任意様式）
 - ③ その他必要書類（提出時において、いずれも発行後 3 か月以内のもの、写し可）
※令和 8 年 4 月 1 日時点で直方市の物品・役務等入札参加資格者名簿に登載されている事業者については不要
- 1) 商業登記簿謄本又は身分証明書
法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
個人：代表者の身分証明書（本籍地市町村で発行されたもの）
 - 2) 財務諸表（直近 2 年分の事業年度における決算のもの）
法人：貸借対照表・損益計画書
個人：所得税申告決算書又は収支内訳書
 - 3) 印鑑証明書
 - 4) 納税証明書等
 - A) 市内業者・法人
国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その 3 の 3」
市税：直方市の完納証明書（滞納のない証明書）
 - B) 市内業者・個人 A（事業所・代表者居住地が共に市内の場合）
国税：所得税・消費税及び地方消費税「様式その 3 の 2」
市税：直方市の完納証明書（滞納のない証明書）
 - C) 市内業者・個人 B（事業所が市内で、代表者居住地は市外の場合）
国税：所得税・消費税及び地方消費税「様式その 3 の 2」
市税：代表者居住地の完納証明書（滞納のない証明書）
 - D) 市外業者・法人

国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の3」

E)市外業者・個人

国税：法人税・消費税及び地方消費税「様式その3の2」

※市内に支店・支社がある事業者は、上記A～Cのいずれかに該当する書類を提出すること

イ 提出部数

①は9部（正本1部、副本8部）、②及び③は各1部

ウ 提出期間

令和8年7月23日（木）から令和8年8月7日（金）まで

エ 提出方法

① 「22 事務局」へ直接持参又は簡易書留により提出すること

② 持参による提出の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時までに行うこと

③ 郵送による提出の場合は、令和8年8月7日（金）午後5時必着とする

(3) 参加辞退

参加意思表明書等を提出後、参加を辞退する場合は、令和8年8月6日（木）までに、「参加辞退届」（様式7）を提出するものとする。この場合、提出書類は郵送または手交にて返却する。ただし、企画提案書等提出後の辞退はできないものとする。なお、参加辞退により、以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。

(4) 疑義照会

提出された企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて当市から疑義事項の照会を行うことがある。

9 現場説明会（見学会）

施設および設備等の確認のため、希望者を対象として現場説明を実施する。

(1) 実施期間及び詳細

令和8年7月17日（金）及び7月21日（火） 10時から15時

※詳細については、参加意思表明書を提出した事業者に対し別途通知する。

(2) その他

現場説明の参加者は各事業者3名までとし、当日の質問は受け付けないものとする。静止画撮影は可とするが、録音は禁止とする。

10 質疑受付

(1) 質問票受付方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書に関する質問については、「質問票」（様式8）に記入し、令和8年7月24日（金）午後5時までに、下記要領にて提出すること。

ア 質問票を電子メールに添付し、「22 事務局」に記載のメールアドレスへ送信する

イ 電子メールの表題は、「直方駅周辺地区サイン設置業務委託に関する質問」とする

(2) 回答方法

質問票に対する回答は、期限までに受付したすべての質問について、参加意思表明書を提出した全ての事業者へ、下記の要領にて電子メールにより回答する。なお、質問票に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正として取扱うこととする。

- ア 電子メールの送信先は、「会社概要書」（様式 2）に記載された「連絡担当者メールアドレス」とする。
- イ 質問を行った事業者は公表しない。
- ウ 回答期限を過ぎても電子メールが届かない場合は、「2.2 事務局」に記載の連絡先へ連絡すること。

1.1 企画提案書作成要領及び作成上の留意事項

(1) 様式

- ア 企画提案書は「A4 判・横書き・両面印刷・左綴じ」とする。図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んでも差し支えないが、A4 判に折って綴じこむこと。
- イ 提案書の表紙には、次の事項を記載すること
提案書表題：「直方駅周辺地区サイン設置業務委託」に関する企画提案書
提案者名
提出日
- ウ 提案書には各項目及びページ番号を記載し、1 ページ目に目次（各項目の表示及び当該ページ番号）を記載すること。

(2) 企画提案書作成上の留意事項

- ア 「直方駅周辺地区サイン設置業務委託仕様書」の内容を反映した提案を行うこと。
- イ 本実施要領「1.4 審査基準及び配点」の評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。
- ウ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に、平易な表現を用いてわかりやすく記述すること。
- エ プレゼンテーション時には公平性の確保のため、提案者の事業者名を伏せて審査を実施する。そのため、提案書表紙に記載する提案者名については、参加意思表明書到着後に事務局が指定するプロポーザル用の名称を記載すること。また、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を記載しないこと。

(3) 企画提案のための費用負担

本業務の企画提案に要する費用はすべて、事業者が負担すること。

(4) 企画提案書の取扱い

- ア 企画提案書等の著作権は作成者に帰属するが、市が審査や報告等のために必要な範囲において、無償で使用できるものとする。
- イ 企画提案書等の提出後における内容の追加・変更や再提出は認めないものとする。
- ウ 提出された企画提案書等は、原則として返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、提案者の営業上の秘密に該当する部分が含まれている可能性があることから、原則として公開しないものとするが、当市情報公開条例（平成 31 年 3 月 22 日条例第 3 号）の規定に基づき、開示請求者に開示されることがある。このため、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被るおそれのある情報は、極力含まないよう留意すること。

1.2 審査方法

(1) 一次審査（書類審査）

参加希望者が6者以上となった場合は、一次審査（書類審査）を実施し、プレゼンテーション参加者を5者選定するものとする。参加希望者が5者以下の場合は、一次審査は実施せず、二次審査のみ行う。一次審査は、「13 評価方法」に基づき「直方駅周辺地区サイン設置業務委託プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が審査し、決定する。

ア 一次審査の有無の連絡

一次審査を実施する場合は、令和8年8月7日（金）午後5時までに電話にて連絡する。なお、実施しない場合については、連絡を行わない。

イ 実施日

令和8年8月12日（水）

ウ 結果通知

令和8年8月13日（木）午後5時までに審査結果を一次審査通過者にのみ電話にて連絡する。書面による通知については、令和8年8月13日（木）付で送付する。

エ 審査内容に対する問い合わせ及び意義申し立て

参加希望者は一次審査の実施後、不知または内容の不明を理由としての問い合わせ及び異議申し立てをすることはできない。非選定理由の説明を請求する場合には、「18 非選定理由の説明」に記載の方法によること。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

プレゼンテーション審査を実施し、評価委員会が「14 審査基準及び配点」に基づき審査・採点し、上位1者を選定する。日程等は下記のとおりとする

ア 二次審査実施概要

① 期日

令和8年8月21日（金）

② 場所

直方市役所5階 503会議室又は504会議室（当市指定場所）

③ 審査時間

- ・提案者からの提案説明時間：30分以内
- ・質疑応答時間：15分以内

④ 機器類の準備

プロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、市が準備することとする。その他、必要な機器は提案者が準備すること。

⑤ その他

参加者は説明者を含め3名以内とすること。プレゼンテーションは企画提案書の項目順に行い、事業者の名称や事業者が特定される情報（ロゴマーク等）を使用及び口述しないこと。なお、プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。

1.3 評価方法

(1) 一次審査における評価は、企画提案書及び見積金額によって行う。

(2) 二次審査における評価は、企画提案書、プレゼンテーション及び見積金額の総合評価によって行う。

- (3) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、「14 審査基準及び配点」のとおりとする。
- (4) 評価項目1から4までにかかる評価は、項目ごとの審査員による評価点の合計を委員の数で除した数値を得点とする。なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第1位を四捨五入した数値とする。
- (5) 評価項目5については、提出された有効な見積価格のうち最低価格を基準として、次の区分により段階的に評価する。
- ① 最低見積価格 : 40点
 - ② 最低見積価格 + 5%未満 : 32点
 - ③ 最低見積価格 + 10%未満 : 24点
 - ④ 最低見積価格 + 15%未満 : 16点
 - ⑤ 最低見積価格 + 15%以上 : 8点
- (6) 二次審査の参加者が1者の場合であっても、二次審査を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の70% (147点) を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。
- (7) 評価点が同点となった場合は、評価項目1から4までにおいて、配点が10点以上の項目の合計点が高い方を上位とする。当該合計点も同点の場合は、くじ引きにより委託予定事業者(最優秀提案者)を選定する。

1.4 審査基準及び配点

企画提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目及び配点は下記表のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
1 基本事項 (10点)			
	業務理解	本業務委託の目的を理解しているか	5
	受託実績	同種及び類似事業の実績があるか(実績数に応じ加点)	5
2 サイン本体の提案内容について (115点)			
デザインについて	景観・コンセプト性	「旧直方駅舎」や「直方グリーン」を活用し、地域性・統一感のあるデザインとなっているか	10
		駅前空間や既存設置物等との調和が図られているか	
	視認性・誘導性	遠方からでも認識しやすく、歩行者を効果的に誘導できるデザインとなっているか	10
初めて訪れる観光客でも直感的に理解しやすい構成となっているか			
ユニバーサルデザイン・多言語対応	多言語表記やピクトグラム等を活用し、誰もが利用しやすい内容となっているか	10	
	バリアフリーや災害時利用への配慮がなされているか		
耐久性について	屋外耐久性能	防水・防塵・耐久性等、屋外設置に必要な性能が十分確保されているか	15
		直射日光下での視認性や温度対策等への配慮は十分なされているか	
		地図の掲載情報の更新が容易な仕様となっているか	10

	維持管理・更新性	メンテナンス性や将来的な運用負担軽減への配慮があるか	
	安全性・施工性	強風等への安全対策や構造上の安定性が確保されているか	10
		利用者や通行者への安全配慮がなされているか	
デジタルサイネージについて	操作性・利用者利便性	誰でも直感的かつ容易に操作できる仕様となっているか	15
		階層構成や画面遷移がわかりやすいか	
	CMS・運用管理性	CMSが職員でも容易に操作・更新できる仕様となっているか	15
		オンライン更新や災害時運用への対応が十分か	
	情報発信力	イベント情報、観光情報等を効果的に発信できる提案となっているか	10
		QRコードや音声案内等、来訪者利便性向上の工夫があるか	
	ランニングコスト	保守費用、通信費等を含め、維持管理コストが適切であるか	10
		長期運用を見据えた提案となっているか	
3 設置場所について (30点)			
既存景観との調和について	景観調和性	駅前広場や周辺景観との調和が図られているか	10
	アイキャッチ性	来訪者の注意を引き、立ち寄りたくなる工夫があるか	10
利便性について	配置計画	通行者動線や回遊性向上に配慮した配置計画となっているか	10
		歩行者や車両等通行の支障とならないか	
4 その他 (15点)			
	実施体制	業務遂行に必要な実施体制・スケジュール管理体制が整っているか	5
		類似業務経験者を適切に配置しているか	
	独自提案	仕様書記載事項以外に、本事業の目的達成に資する有効な提案があるか	10
5 見積金額について (40点)			
	見積金額	提出された有効な見積価格のうち最低価格を基準として、次の区分により段階的に評価する ①最低見積価格 : 40点 ②最低見積価格 + 5%未満 : 32点 ③最低見積価格 + 10%未満 : 24点 ④最低見積価格 + 15%未満 : 16点 ⑤最低見積価格 + 15%以上 : 8点	40
合計			210

1.5 審査結果の通知

審査結果は、次のとおり通知・公表する。

- (1) 選定結果については、各事業者に文書で通知する。
- (2) 委託候補者の名称を直方市ホームページにて公表する。

1.6 審査結果後における辞退

審査結果において委託予定事業者（最優秀提案事業者）に選定された者が正当な理由なく協議または契約を辞退する場合は、直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日要綱第62号）に基づく指名停止等の処分を行う場合がある。

1.7 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該参加事業者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 「6 参加資格」を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 定められた提出方法、提出期限等の条件に適合していない場合
- (3) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 虚偽の記載がされた場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) プレゼンテーションを正当な理由なく遅刻または欠席した場合
- (8) 直方市物品等供給業者の指名停止等措置要綱（平成30年3月29日要綱第62号）別表第1から別表第3までに規定する指名措置基準に該当する行為が認められた場合
- (9) 「4 見積上限額」を超える見積金額が提案された場合

1.8 非選定理由の説明

一次審査及び二次審査の結果、非選定となった参加事業者は、以下のとおり非選定の理由の説明を市に請求できるものとする。

- (1) 非選定の理由は、参加事業者自身に関する事項のみを請求できることとし、他の参加事業者に関する事項を請求することはできないものとする。
- (2) 非選定の説明内容は、得点及びその順位とする。
- (3) 説明請求は書面でのみ受け付けるものとする。
- (4) 書面の提出期限は、令和8年9月18日（金）までとする。

1.9 契約方法

契約は、以下のとおり行うものとする。

- (1) 契約書は、市と委託予定業者（最優秀提案事業者）で協議を行い作成するものとする。
- (2) 契約内容についての協議は、委託予定業者（最優秀提案事業者）に決定の通知をした後、速やかに行うものとし、合意にいたり次第、契約を行うものとする。

- (3) 協議の結果、委託予定業者（最優秀提案事業者）と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (4) その他やむを得ない事情が生じた場合には、協議の上、変更契約できるものとする。

2 0 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議の上、これを定めるものとする。
- (2) 全ての提出書類の押印においては、印鑑証明書の印鑑と同じものを使用すること。
- (3) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて事業者の負担とする。
- (4) 提出書類受付後の書類の差替・返却・再提出は認めないものとする。
- (5) 提出書類は、原則として返却しない（「8 参加申込方法及び提出書類」(3) 参加辞退の方法による場合を除く）

2 1 実施要領等の交付に関する事項

実施要領及び各種申請書類の交付は、直方市ホームページ上で行う（直方市ホームページからダウンロード可）

2 2 事務局

〒822-8501

直方市殿町7番1号

直方市産業建設部商工観光課 商業観光係 担当者 田原

電話番号：0949-25-2156

電子メールアドレス：n-shoko@city.nogata.lg.jp